

平成20年7月23日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成19年(ネ)第489号不当利得返還請求控訴事件

(原審・山口地方裁判所平成18年(ワ)第77号)

口頭弁論終結日 平成20年6月4日

判 決

山口県 [REDACTED]

控 訴 人 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 吉元徹也  
同 板根富規

大分市大字毛井1104番地の1

被 控 訴 人 有限会社クレスト  
同代表者取締役 政子五  
同訴訟代理人弁護士 麻生昭一  
同 古庄玄知  
同 松田健太郎

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、296万5000円及びうち145万6000円に対する平成17年11月29日から、うち84万4000円に対する同年12月2日から、うち66万5000円に対する同年3月18日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

## 1 控訴人

(1) 原判決を取り消す。

(2) (主位的請求)

主文第2項と同旨

(3) (予備的請求)

被控訴人は、控訴人に対し、

ア 170万4231円及びうち145万6000円に対する平成19年4月11日から支払済みまで年5分の割合による金員

イ 99万5848円及びうち84万4000円に対する平成19年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員

ウ 80万2577円及びうち66万5000円に対する平成19年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員

を支払え。

(4) 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

(5) 仮執行宣言

## 2 被控訴人

(1) 本件控訴をいずれも棄却する。

(2) 控訴費用は、控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

(1) 控訴人は、被控訴人に対し、①主位的に、控訴人が日賦貸金業者有限会社コスモ商事 ((ア))、有限会社セントラル信用 ((イ))、有限会社テクノエンタープライズ ((ウ)) から金銭を借り受けるに際して、被控訴人にそれぞれ支払った保証料 ((ア)につき145万6000円、(イ)につき84万4000円、(ウ)につき66万5000円) は利息制限法3条所定のみなし利息に該当するところ、控訴人の上記各貸金業者に対する上記保証料を除く弁済金について利

息制限法所定の制限利息を超える部分を元本に充当しても過払いとなり、これについては(ア)との間で50万円、(イ)との間で40万円、(ウ)との間で60万円の支払を受けて和解したが、控訴人が被控訴人に支払った上記保証料はすべて被控訴人の不当利得であるとして、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、上記保証料及びこれに対する保証料の各最終支払日から支払済みまで民法所定年5分の割合による法定利息の支払を求め、②予備的に、被控訴人は上記各貸金業者が取得する利息及び被控訴人が取得する保証料を合わせると出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）の制限利率を超過する高利であることを知りながら保証料を徴しているものであり、被控訴人の上記保証料取得は不法行為に該当するとして、被控訴人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、上記保証料相当額の損害賠償金及びこれに対する各保証料支払の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

これに対して、被控訴人は控訴人が主張する不当利得及び不法行為が成立することを否認して、争った。

- (2) 原審は、控訴人の請求をいずれも棄却する判決をした。
- (3) 控訴人は、自己の請求を認容することを求めて、本件控訴を提起した。

## 2 前提事実及び当事者双方の主張

次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」のうち「1」ないし「3」のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 2頁19行目の括弧内を「当事者間に争いがないか、摘示する証拠又は弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実」に改め、21行目の「別紙1記載のとおり」の次に「平成12年11月20日から平成17年11月29日まで」を加え、24行目の2番目の「弁済」の次に「（上記保証料は含まない。）」を加え、末行の「和解金」を「過払金50万円」に改める。
- (2) 3頁3行目の「別紙2記載のとおり」の次に「平成12年10月30日か

ら平成17年12月2日まで」を加え、7行目の2番目の「弁済」の次に「（上記保証料は含まない。）」を加え、10行目の「和解金」を「過払金40万円」に改める。

(3) 3頁12行目の「別紙3記載のとおり」の次に「平成13年4月27日から平成17年3月18日まで」を加え、17行目の2番目の「弁済」の次に「（上記保証料は含まない。）」を加え、19行目の「過払金の返還」の次に「及び取引履歴を開示しないことに基づく慰謝料の支払」を加え、21行目の「解決金」の次に「60万円」を加え、22行目の次に行を改めて、次のとおり加える。

「(4) 本件各借受について、上記各保証料を除く弁済金を利息制限法所定の制限利率による利息に充当し、残額を元本に充当してもいずれも過払いとなり、上記各保証料が同法3条所定のみなし利息に該当すれば、上記各保証料相当額は、その全額につき、控訴人が過払いし、被控訴人が不当利得したこととなる。」

(4) 5頁3行目、4行目、6行目の「以後」をいずれも削除し、7行目の「利息」を「法定利息」と改める。

### 第3 当裁判所の判断

1 前提事実に証拠（甲14ないし17、19の1ないし7、甲22、25、46の1ないし26、乙2、10の1ないし33、乙11の1ないし37、乙12の1ないし23、乙13）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 本件各貸付の利息の約定利率は年54.75パーセントの高利であり、また、本件各貸付にかかる保証料（本件保証料）の年率は原判決別紙1ないし3の保証料率欄記載のとおりであって、通常の保証料と比較して極めて高利率である。そして、本件各貸付の保証期間は1年であり、返済期間はおおむね120日であるが、借受から50ないし90日が経過すると、本件貸付会

社は借換えを勧め、資金に余裕のない零細業者である控訴人はこれに応じざるを得ず、新たな貸付について必ず被控訴人の信用保証が要求され、控訴人はこれに応じて保証料を支払った。そして、借換えにより、従前の貸付は完済されるが、その場合でも約定により従前の貸付にかかる保証料は返還されない。その結果、本件各貸付にかかる保証料の実質的な年率は前記数字より高率となり、一部の例外を除いては実質的な利率は年20パーセントを下回ることはない。したがって、本件各貸付の利息の約定利率及び本件保証料の利率を合算すると、出資法（平成18年法律115号による改正前のもの）5条、同法附則8条所定の制限を大幅に超過する。

- (2) 被控訴人は、信用保証等を目的として平成12年5月に設立された会社であり、本件貸付会社との間で、借主との間の信用保証委託契約について、委託契約書の作成及び保証料の徴収、保証書の交付及び保証料領收証の発行、信用保証委託契約に関して必要とされる調査等の業務を本件各貸付会社に委託する旨の業務委託契約を締結し、これらの業務を本件貸付会社に委任している。本件貸付会社は、被控訴人の保証を受けることを条件として顧客の貸付申込みに応じており、本件各借受の申込みに際し、貸付会社の担当者は被控訴人の保証が必要である旨控訴人に説明し、その場で被控訴人に電話し、被控訴人担当者は電話口に出た控訴人に対し、その保証委託意思を確認した上、保証料を本件貸付会社に支払うよう指示し、本件貸付会社が控訴人との間の保証委託契約書の作成をし、貸付金から保証料を差し引いた残額を控訴人に交付する形で保証料徴収等の業務を代行していた。被控訴人が上記保証委託契約に基づいて本件貸付会社に保証するに際して被控訴人が独自に控訴人の信用調査をしたことはうかがえない。
- (3) 被控訴人は、自営業者や一般消費者等の借受の保証を目的とし、設立された平成12年5月から約10名の従業員を有して上記業務を行っており、第4期（平成14年10月1日から平成15年9月末日までの期）決算報告書

によれば、同期においては保証料収入が21億円余であるのに対し、保証債務の履行額が18億円余である。被控訴人は保証債務を履行した場合には回収業務（借主に対する求償債務の取立）を現実に行っている（なお、控訴人は、被控訴人において本件貸付会社と意を通じて出資法の制限を免れる趣旨で控訴人から本件保証料を取得していたと主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。）。

- (4) 本件貸付に際し、本件貸付会社は、被控訴人による信用保証と別途に控訴人の関係者を連帯保証人にさせており、被控訴人による信用保証の有する意義は希薄である。
- (5) 本件貸付会社が、控訴人に対し、保証委託先として被控訴人以外を選択できる旨告知した形跡はなく、本件貸付会社、控訴人ともに、被控訴人による信用保証を本件貸付の一部と考えていた。

2 以上認定したところによると、控訴人と被控訴人間の信用保証委託契約は形骸化し、本件貸付と実質的に一体化し、本件貸付の利息と保証料と相俟って高利で貸付をする機能を営んでいたものと捉えることができ、貸主である本件貸付会社と被控訴人に利息制限法所定の利息の制限を潜脱する共同意思があったものと推認することができる。

そうすると、被控訴人は、本件貸付会社と一体となって、利息制限法の趣旨を潜脱する目的で本件保証料を取得したものということができるから、利息制限法3条の趣旨に照らし、支払われた保証料は同条所定のみなし利息に該当するものと解するのが相当である。

被控訴人は、貸主が最終的には保証料等を自らに環流させる目的で借主をして保証会社に対する保証委託をさせたか否かによって、保証料がみなし利息に当たるかどうかが判断されるべきである旨主張するが、自らに環流させる目的があることは、貸主と信用保証者が一体であることを導く典型的な事情であるけれども、上記の一体性を導く要素がそれだけに限定されるものではなく、双

方が共同意思のもとに利息制限法の趣旨を潜脱する目的で保証料の取得がなされたという事情は、上記の一体性を導く要素として十分であるものというべきであるから、上記主張は採用できない。

3 以上によれば、本件保証料は利息制限法3条所定のみなし利息に該当し、本件においては、各保証料相当額は、その全額につき、控訴人が過払いし、被控訴人が不当利得したこととなるというべきである。そして、被控訴人は当該過払金につき悪意の受益者であったと認められる。

してみれば、被控訴人は、控訴人に対し、本件保証料合計296万5000円及びそのうちコスモ関係の借受の保証料合計145万6000円に対する最終の支払日である平成17年11月29日から、セントラル信用関係の借受の保証料合計84万4000円に対する最終の支払日である同年12月2日から、テクノ関係の借受の保証料合計66万5000円に対する最終の支払日である平成17年3月18日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息を支払うべき義務がある。よって、控訴人の主位的請求は理由があるから認容すべきである。

4 以上の次第で、原判決は上記結論と異なる不相当なものであるから、これを取り消し、控訴人の主位的請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第3部

裁判長裁判官 磯 尾 正

裁判官 佐 藤 道 恵

裁判官金馬健二は転補につき署名押印することができない。

裁判長裁判官

儀 尾

正

これは正本である。

平成20年7月23日

広島高等裁判所第3部

裁判所書記官

岩本兼

